

過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月

福岡県大任町

目 次

1	基本的な事項	
(1)	町の概要	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	行財政の状況	6
(4)	地域の持続的発展の基本方針	9
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	10
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7)	計画期間	10
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	12
(2)	その対策	12
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	13
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	14
(2)	その対策	16
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	17
(4)	産業振興促進事項	18
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	18
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	20
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	21
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	22

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	2 4
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	2 5
(2) その対策	2 6
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）	2 6
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	2 8
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	2 9
(2) その対策	3 0
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）	3 1
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	3 2
(2) その対策	3 2
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	3 3
(2) その対策	3 5
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）	3 6
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 7
1 0 集落の整備	
(1) 現況と問題点	3 9
(2) その対策	3 9
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）	3 9
1 1 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	4 0
(2) その対策	4 0
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）	4 1
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 1
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	

(1) 現況と問題点	4 2
(2) その対策	4 2
(3) 計画（令和3年度～令和7年度）	4 3

(策定および変更の経過)

策 定	令和3年 9月
第1次変更	令和3年12月
第2次変更	令和4年 4月
第3次変更	令和5年 5月

1 基本的な事項

(1) 町の概要

本町は福岡県の北東部に位置し、東部は岩石山系を隔てて赤村に接し、北部と北西部はそれぞれ香春町と田川市に接している。西部は大峰丘陵を隔てて川崎町に接し、南部は添田町に接し、東西3.9km、南北6.8km、総面積14.26km²である。

地勢は、中央低地帯と東西の山岳丘陵地帯に大別され、町の中心部を南北に、一級河川遠賀川水系彦山川が貫流し、町域を二分している。

総面積の約30%が山林原野であり、耕地は彦山川沿いの平坦地に集約されている。気候は、昼と夜、夏季と冬季で比較的気温の格差が大きい盆地特有の内陸型気候の特徴を示している。

道路は、国道322号バイパス、主要地方道3路線、一般県道3路線及び町道423路線の総延長121kmで結ばれ、北九州市から約50分、福岡市から約1時間20分の時間距離にある。

本町は、明治22年の市制町村制の施行時に、大行事村と今任原村の二つの村が合併して大任村となり、昭和35年に町制を施行し、現在に至っている。

町の経済は、石炭産業の興隆とともに発展を遂げ、我が国のエネルギー政策の基幹部分を担ってきた歴史的な経緯があるが、昭和30年代の国のエネルギー政策の転換により、多くの町民が失業し、併せて鉱害による地盤沈下、炭鉱住宅を中心とした生活環境の劣悪化等、数々の課題に直面してきた。特に、基幹産業の喪失による人口の流出が顕著となり、生産年齢人口等の著しい減少とともに町行財政は深刻な打撃を受け、最盛期に11,000人を超えていた人口は、昭和45年には6,256人にまで減少し、同年に施行された過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）による過疎団体に指定された。

人口の流出に歯止めをかけ、人口増加に転じることを行政の重点施策として位置づけ、町営住宅整備の推進をはじめ、学校教育、社会教育施設の整備、道路整備等の振興施策を展開し、さらには企業誘致等の推進が功を奏し、昭和62年1月末には7,174人まで回復して、平成2年度には過疎団体の指定を解除することができた。

しかし、依然として石炭産業に代わる基幹産業が育たず、主要産業の農業も衰退が徐々に進む中、自然的・社会的要因により、人口は再び減少傾向に転じ、平成12年度から過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎団体の指定を、さらに令和3年度からは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）による指定を受けるに至った。

歯止めのきかない人口減少と加速化する高齢化、長引く地域経済の停滞など依然として厳しい状況の中ではあるが、町の持続的発展を図るべく、ハード・ソフト両面の施策を総合的かつ計画的、効果的に推進し、地域の活力を結集したうえで、さらなる自助・自立の道を切り拓いていくものである。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、町制が施行された昭和35年の国勢調査時には8,940人であったが、相次ぐ炭鉱の閉山のあおりを受けて、年々減少傾向を辿り、昭和45年国勢調査時には6,256人まで減少した。この主な原因は、石炭産業に代わる基幹産業が育っていないことに併せ、地場産業についても育成が成功しなかったことなどにより、生産年齢人口が流出したことにある。

このことから、若年層の人口流出防止策として町営住宅の建設や企業誘致活動等に努めた結果、わずかずつではあるが人口増加の傾向に転じ、昭和60年国勢調査時には6,943人まで回復した。しかし、その後再び減少し、平成27年国勢調査では5,176人となった。

平成22年と平成27年の国勢調査人口を比較すると、0歳から15歳未満の年少人口は2.6%減少し、15歳から64歳の生産年齢人口では15.4%減少しているが、その一方で、65歳以上の高齢人口については11.6%の増加となっており、少子高齢化の傾向が顕著にあらわれている。

将来の人口の見通しでは、令和42年には2,974人に減少すると国立社会保障・人口問題研究所の推計結果が公表されており、今後も人口の減少、高齢化、若年層を中心に人口の流出が続くものと考えられる。

本町を南北に貫流する彦山川は肥沃な堆積地帯をつくり、この流域が本町農業の中核をなす耕地であったが、周辺炭鉱の戦前、戦後の濫掘による耕地の沈下などによりそのほとんどが鉱害田と化し、耕作不能田や減収田が続出し、本町の農業は危機に瀕した。そのうえ、米の生産調整や貿易の自由化の甚大な影響により、国勢調査の産業別人口の動向(表1-1(3))をみると、昭和40年の第一次産業就業人口比率は37.5%を占めていたが、昭和60年には9.0%となり、平成27年度ではわずか3.0%まで落ち込んでいる。

商業については、石炭産業が盛んな頃、炭鉱住宅及び駅の周辺には日用品店や飲食店などが立ち並び繁栄していたが、石炭産業の衰退とともにこれら店舗も減少し、地域に密着した商店がわずかに残るだけとなった。しかし、近年、中堅スーパーやテナント等の進出により、町外からも集客力を高めている。特に、道の駅おおう桜街道のオープンにより、多くの観光客が訪れ、通過する町から目的地となる町へと大きく変貌を遂げている。

また、令和2年7月、国道322号香春大任バイパスが開通したことにより、今後は商業施設等が増加することが見込まれて、さらなる集客と雇用が期待できる。

工業においては、地域振興整備公団によって整備された桑原工業団地に製造業を営む4事業所が進出し、現在操業を行っている。しかし、その一方でバブル経済の崩壊後、長きにわたって低迷する地域経済状況が続く中、古くから操業していた事業所の大半は閉鎖しているのが現状である。

今後も産業構造の変化が予想される中、基幹産業がない本町で新たな雇用や所得を生み出すことはたやすいことではないが、企業ニーズに対応した産業用地の計画的整備や企業誘致の促進等に努めたうえで、グローバル化の進展に伴う、町内における就業機会の拡大を図り、移住・定住人口の増加と地域経済の浮揚を図る必要がある。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,940		人 7,116	% △20.4	人 6,256	% △12.1	人 6,440	% 2.9	人 6,653	% 3.3
0 歳～14 歳	3,257		2,185	△32.9	1,508	△31.0	1,400	△7.2	1,470	5.0
15 歳～64 歳	5,209		4,436	△14.8	4,207	△5.2	4,392	4.4	4,484	2.1
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	1,961		1,550	△21.0	1,502	△3.1	1,622	8.0	1,448	△10.7
65 歳以上 (b)	474		495	4.4	541	9.3	648	19.8	699	7.9
(a) / 総数 若年者比率	% 21.9		% 21.8	—	% 24.0	—	% 25.2	—	% 21.8	—
(b) / 総数 高齢者比率	5.3		7.0	—	8.6	—	10.1	—	10.5	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,943	% 4.4	人 6,628	% △4.5	人 6,196	% △6.5	人 5,943	% △4.1	人 5,741	% △3.5
0 歳～14 歳	1,562	6.3	1,365	△12.6	1,070	△21.6	828	△22.6	754	△8.9
15 歳～64 歳	4,448	△0.8	4,181	△6.0	3,866	△7.5	3,676	△4.9	3,437	△6.6
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	1,162	△19.8	1,084	△6.7	1,040	△4.1	1,059	1.8	921	△13.0
65 歳以上 (b)	933	33.5	1,082	16.0	1,246	15.2	1,439	15.5	1,550	7.7
(a) / 総数 若年者比率	% 16.7	—	% 16.4	—	% 16.8	—	% 17.8	—	% 16.0	—
(b) / 総数 高齢者比率	13.4	—	16.3	—	20.1	—	24.2	—	27.0	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,503	% △4.1	人 5,176	% △5.9
0 歳～14 歳	686	△9.0	668	△2.6
15 歳～64 歳	3,218	△6.4	2,722	△15.4
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	802	△12.9	599	△25.3
65 歳以上 (b)	1,599	3.2	1,784	11.6
(a) / 総数 若年者比率	% 14.6	—	% 11.6	—
(b) / 総数 高齢者比率	29.1	—	34.5	—

表 1 - 1 (2) 人口の見通し

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年
総人口	人 8,940	人 7,116	人 6,256	人 6,440	人 6,653	人 6,943	人 6,628

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年
総人口	人 6,196	人 5,943	人 5,741	人 5,503	人 5,176	人 5,002	人 4,748

区 分	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
総人口	人 4,481	人 4,209	人 3,928

平成 27 年度までは国勢調査、令和 2 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

表 1 - 1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,443	人 2,655	% △22.9	人 2,525	% △4.9	人 2,453	% △2.9	人 2,573	% 4.9
第一次産業 就業人口比率	% 29.2	% 37.5	—	% 35.6	—	% 14.7	—	% 10.6	—
第二次産業 就業人口比率	49.2	36.3	—	28.2	—	40.3	—	41.4	—
第三次産業 就業人口比率	21.6	26.2	—	36.2	—	45.0	—	48.0	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,254	% △12.4	人 2,227	% △1.2	人 2,394	% 7.5	人 2,174	% △9.2	人 2,068	% △4.9
第一次産業 就業人口比率	% 9.0	—	% 6.7	—	% 5.6	—	% 4.1	—	% 4.1	—
第二次産業 就業人口比率	37.1	—	40.0	—	41.0	—	37.2	—	30.6	—
第三次産業 就業人口比率	53.9	—	53.3	—	53.4	—	58.7	—	65.1	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,914	% △7.4	人 1,877	% △1.9
第一次産業 就業人口比率	% 3.4	—	% 3.0	—
第二次産業 就業人口比率	25.9	—	25.9	—
第三次産業 就業人口比率	70.6	—	71.1	—

(注) 平成 27 年度の総数 (1,877 人) は、産業分類不明者 (6 人) を除く。

(3) 行財政の状況

本町は、7課の行政組織と各行政委員会をもって行財政の運営を行っており、消防、斎場、し尿、ごみ等については、関係自治体と一部事務組合を設置したうえで、広域的な共同処理を行っている。

少子高齢化等の一層の進行、住民の価値観の多様化、環境への関心の高まりなど、社会経済情勢が大きく変化する中、行政に対する住民ニーズも多様化しており、これらに対応するため行政機構の再編や事務処理の合理化に取り組みながら、効率的かつ質の高い行政サービスの提供に努めている。

本町の財政状況は昭和55年度から赤字財政が続いていたが、自主再建に取り組み財政の健全化に向けて努力をした結果、平成10年度決算において19年ぶりに黒字を計上し、準用財政再建団体から脱却することができた。その後も長引く不況とあいまって税収が伸び悩む中、歳出の削減・抑制に可能な限り努め、健全な財政運営を努めながら一定の成果をあげてきた。

普通会計ベースでの財政状況は以下のとおりである。

令和元年度決算において、実質収支は4億9,589万円の黒字で、財政力指数は0.20、経常収支比率は96.4%となっているが、歳入においては依然として自主財源に乏しく、地方交付税や国庫支出金、県支出金等に依存した財政運営となっている。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に伴う公債費の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、早期健全化基準である危険ラインの25.0%に対し、本町は17.7%であり、将来にわたって償還しなければならぬ負債と標準財政規模との比率である将来負担比率は、危険ラインといわれている350.0%に対し74.4%となっている。

平成18年9月には、健全な財政運営に努めながら、より良いまちづくりに向け様々な事業を展開していくため、また、本格的な少子高齢化社会の到来や、地方分権の進展、財政の硬直化などに柔軟に対応できる簡素で効率的な行財政システムの確立を図るため、「大任町行政改革大綱集中改革プラン」を策定し、実行している。

この大綱では、「最小の経費で最大の効果をあげる」という行政運営の基本原則にのっとり行政の簡素化と効率化を徹底し、町民の町政に対する信頼を確立するとともに、地域社会の保護的政策から独立自助政策への転換を図り、自立自助の精神の向上を目指すことを基本方針として、事務・事業の見直しによる経費の削減をはじめ、行財政課題に対応した改革に取り組んできている。

今後は、住民参画のもと、これをさらに推し進めるために、幅広く住民との関わりを強め、町民と行政、議会が時に、その痛みを共有しながらも、一体となって行財政改革を断行する新たな段階となる「自主的・計画的な町政運営に最適な組織体制の確立」を基本方針として、町民の期待と信頼に応え得る、新しい時代にふさわしい行財政運営の実現を図っていくことが肝要である。

表1-2(1) 大任町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	6,379,154	5,218,895	11,205,371
一般財源	2,245,806	2,534,021	2,596,128
国庫支出金	877,942	497,481	1,772,005
都道府県支出金	324,660	248,375	294,367
地方債	1,853,196	799,893	5,022,052
うち過疎対策事業債	1,549,400	552,800	4,424,800
その他	1,077,550	1,139,125	1,520,819
歳出総額 B	5,774,315	4,708,304	10,527,555
義務的経費	2,013,594	2,302,284	2,819,611
投資的経費	2,694,809	850,734	6,277,559
うち普通建設事業	2,655,553	845,225	6,276,134
その他	1,065,912	1,555,286	1,430,385
過疎対策事業費	1,664,900	599,590	4,799,000
歳入歳出差引額 C (A-B)	604,839	510,591	677,816
翌年度へ繰越すべき財源 D	3,125	2,427	181,929
実質収支 C-D	601,714	508,164	495,887
財政力指数	0.21	0.18	0.20
公債費負担比率	25.7	35.3	38.6
実質公債費比率	10.6	14.2	17.7
経常収支比率	98.2	93.2	96.4
将来負担比率	50.5	—	74.4
地方債現在高	9,805,966	10,493,536	17,294,376

表 1 - 2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	61.4	86.9	87.1	88.4	91.0
舗 装 率 (%)	81.8	93.5	94.2	95.4	85.5
農 道					
延 長 (m)	31,404	27,569	27,569	18,756	18,756
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	98.9	101.1	104.8	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	1,491	1,491	1,277
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
水 道 普 及 率 (%)	95.8	98.8	98.1	99.4	99.5
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	26.8	38.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	19	19	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

旧産炭地である本町は、石炭産業という基幹産業を失ってから国や県等の産炭地振興の支援策を柱に町内の様々な環境整備等に取り組んできた。

特に、内陸部に位置する本町にとって、主要幹線道路の立ち遅れが地域活性化の大きな阻害要因であったため、国道322号香春大任バイパスの早期完成を国・県に要請するとともに、主要道路東部縦貫線や生活関連道路についても、積極的に整備を推進してきた。

またこれに併せ、環境衛生対策、消防施設の充実、教育・文化施設等の整備など住民が快適に安心して暮らせるための生活基盤整備や道の駅おおう桜街道や観光農園、子ども広場の建設など観光拠点整備のほか、魅力ある各種イベントによる交流促進を展開してきた。

しかしながら、今なお炭鉱閉山の後遺症をはじめとして農業の後継者不足や基幹産業の育成が遅々として進まず地場産業といえる産業集積も見られない状況の中で、転出による生産年齢人口の減少化など深刻な問題を抱えている。

今後の町の持続可能な地域社会の形成を図るためには原点に立ち返り、本町のおかれている自然的、地理的条件や経済的、社会的実情を十分考慮したうえで、地域の実情に即したさらなる魅力ある施策の展開が必要であり、その際には、地域住民との連携・協働が必要不可欠である。

そのため、町の持続可能な地域社会の形成を促進し地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図るための基本施策として次の事項を掲げる。

- ア 産業基盤の整備及びさらなる企業誘致を促進し、雇用の増大と安定を図る。
- イ 交通や生活環境の整備を行い、利便性の向上と安全・安心の環境整備の促進を図る。
- ウ 生涯学習基盤の整備や文化活動の活性化を図る。
- エ 地域コミュニティの再構築と住民参加によるまちづくりの推進を図る。
- オ 道の駅おおう桜街道を核とした町内の各施設との観光ルートの確立に努め、地域伝統行事を奨励し観光の振興を図る。
- カ 周辺自治体との連携強化を図り、地域資源等の広域的活用による効率的、効果的な広域行政を推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町の持続的発展のための基本目標として、次の四つを掲げる。

ア 「花いっぱいの美しいまちづくり」の一層の推進とその特色を生かした「交流のまちづくり」の展開による行ってみたいまち・住んでみたいまち・誇れるまちの実現

本町の最大の特長となっている花いっぱいの美しいまちづくりの一層の充実を図るとともに、魅力的な観光交流事業の継続実施等により、行ってみたいまち・住んでみたいまちとしての評価を高め、交流人口の増加による地域の活性化に努める。

イ 若者の定住を促す「子育て応援のまちづくり」の重点実施と多くの町民が強く望む「安全・安心な快適住環境のまちづくり」の推進

若年層を中心に最も強く望まれている「子育てしやすいまちづくり」に重点的に取り組み、安心して子どもを育てられる町としての評価を高め、若者の定住促進を図る。

また、保健・医療・福祉の充実による安心のまちづくりと、自然災害や事故・犯罪・環境悪化等に対応する安全のまちづくりに努め、快適な住環境の実現に努める。

ウ 人口減少抑制のための持続可能なまちづくりの推進

平成28年に策定した大任町人口ビジョンで示した将来の展望を実現するため、出生率の向上や人口減少の社会的要因の解消を図るために、地域経済を活性化したうえで、安定した雇用の創出に努める。

エ 町民と行政が一体となって取り組む「協働のまちづくり」体制の確立

町民と行政と議会が信頼関係を深め、夢と危機感を共有し、責任と役割を分かち合いながらまちづくりに取り組んでいく「地域協働」の制度・仕組みと推進組織の構築を図るとともに、それぞれの担うべき機能役割の強化と人材の育成に努め、地域の持続展を実現するための基盤づくりを図る。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の施策・事業については、進捗管理や効果検証を行い、毎年度、議会等に報告を行うとともに、その結果を踏まえて次年度以降の施策や予算案の策定を行うPDCAサイクル（本計画（Plan）に基づき事業所管課で実行（Do）した結果を、検証（Check）し、改善策を検討し、その結果を反映させる（Action））に基づく実務の実践を図る。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5ヶ年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

大任町公共施設等総合管理計画では、次の五つの基本目標を掲げている。なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て下記の基本目標に適合するものである。

ア 公共施設の保有総量の最適化

- (ア) 建築物については、今後の人口減少や財政規模の縮小を十分に考慮し、必要な町民サービス水準を確保しつつ、施設総量の適正化を図る。
- (イ) 新規整備よりも、現在ある施設の有効活用、広域連携による周辺市町村の施設利用、施設の維持・更新への投資を優先し、施設の建替えの際には、複合施設化により、機能を維持しつつ施設総量を縮減するなど、最適化に努める。
- (ウ) インフラ施設については、町民生活における重要性及び施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づき、上位・関連企画に即した適正な供給を目指す。

イ 既存施設の有効活用

- (ア) 老朽化が著しいが、町民サービスを行ううえで廃止できない施設については、施設や設備の共用による多目的利用、地域のニーズを踏まえた柔軟性を持った施設活用による機能の複合化、多機能化を図り、効率的な施設配置を推進する。
- (イ) 人口減少等により本来の役割を終え未利用となっている施設については、地域の実情等に応じて施設の有効的な再活用を図るために、施設の転用、用途変更について検討していく。

ウ 施設の長寿命化

- (ア) 今後も活用していく公共施設等については、これまでの事後保全から予防保全への転換及び、長期的な視野に立った計画的な改修・更新により、品質の保持・向上と長寿命化を推進し、安全・安心なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減・平準化を図る。

エ 効率的な施設管理・運営

- (ア) 施設別の行政コスト情報の一元管理や共有を図るため、運用システムの構築、全庁的な推進体制の構築、民間活力の導入（PPP、PFI など）も視野に入れ、総合的に検討し、効率的な管理・運営を図る。

オ まちづくりの視点の重視

- (ア) 施設の現状や課題を踏まえ、将来人口の構成や特性、ニーズなどを考慮しながら町民が“住み続けたい”、町外の人々も“住んでみたい”と思えるような公共施設等総合的な管理を目指す。
- (イ) まちの活性化に積極的に貢献する「まちづくりの視点」を重視し、町の将来像、まちづくりの方向性を見据えた公共施設等の再編を推進する。

今後、町の持続可能な地域社会の形成を促進し、地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図るため、新たに公共施設等を整備する際は、公共施設等総合管理計画との整合を十分に図り、施設保有量の適正化や優先順位の明確化など、限られた財源を有効に活用する必要がある。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

国のエネルギー政策の転換による炭鉱の閉山以降、本町の人口は、今日に至るまで、概ね減少傾向が続いている。平成27年の国勢調査において、本町の人口は5,176人となっており、平成22年から327人減少している。特に15～29歳の若年層の人口について、平成27年の国勢調査では599人となっており、平成22年から203人減少している。この若年層の人口減少については進学や就職による転出が主な原因であると考えられる。

平成23年以降、道の駅おおとう桜街道や花公園、ドッグラン等の整備により、町は活気を取り戻しつつあるが、依然として、若者の働く場の創出が大きな課題である。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、都会の企業を中心に、テレワークによる業務の実施を図ってきたことで、地方で暮らしながらテレワーク等で都会と同じ仕事ができるという認識が拡大している。

そこで、道の駅おおとう桜街道を核としたさらなる地域の賑わいを実現し、各種観光サービスや商品開発などの新たな働く場を創出しつつ、サテライトオフィスやテレワークができる環境を整え、本町でも都会をはじめとする企業のオフィスを呼び込む必要がある。

また、本町は子育て世帯に対する移住施策や教育環境の充実などの施策に注力してきたが、継続してこれらの施策を行いつつ、これらの施策を町外の人たちに周知し、認知してもらうことも、移住促進のために必要である。さらに、インターネットで大任町の多様な情報を知ってもらうための継続的な情報発信やふるさと納税を通じた関係人口の創出についても、地方移住という高いハードルを下げるために必要である。

そして、宅地分譲地の造成などの住環境整備を行いつつ、お試し移住の制度など、町外からの新規就農希望者の積極的な受け入れについても検討し、*UJIターンを促進し、定住人口の増加を図ることが重要である。

なお、前述のとおり、道の駅おおとう桜街道は、本町の地域活性化の中核的役割を担っており、この道の駅を中心として、他地域との地域間連携を促進し、観光サービスや特産品開発などを通じて地域内外の多様な人材と積極的に交流していくことで、地域社会の担い手となる人材育成に力を入れていくことが重要である。

(2) その対策

ア サテライトオフィスの誘致やテレワーク環境の整備を促進する。

イ インターネットによる町外に向けた情報発信を充実させる。

ウ インターネットやイベントを通じて町外の人と継続的な繋がりを持つことやふるさと納税を通じて関係人口の創出を図っていく。

エ 持ち家志向や定住志向の高まりに併せて住む側のニーズに合った住環境の整備や宅

地分譲地の造成等を行い、都市などからのU J Iターンを促進する。
 オ 道の駅おおとう桜街道を核とした地域間連携により、多様な人材との交流を促進し、
 地域社会の担い手となる人材育成に注力する。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(1) 移住・定住	テレワーク等環境整備事業	大任町	
		宅地分譲地造成等の住環境整備	大任町	
	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 移住・定住	移住・定住等促進情報発信事業	大任町	
		移住・定住等促進補助事業	大任町	
		お試し移住等事業	大任町	
		地域間連携による人材育成事業	大任町	
		関係人口創出事業	大任町	
		テレワーク等推進事業	大任町	
		地域間交流	都市圏への出張所開設等による 関係人口創出事業	大任町

＊U J I ターン

Uターン…地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。

Jターン…地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。

Iターン…地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

本町の主要産業である農業は、米、大豆が中心で、1戸当たりの経営面積は55 a、1 ha 未満の零細農家が全体の8割を占めるなど、効率的な農業経営が行われているとは言い難い。近年は農業経営者の高齢化や生産者の減少による耕作放棄地の増加、イノシシ・シカ等の鳥獣被害の増加等により農業生産額は減少傾向にある。

現在は国の方針に従い主食用米以外の作物への転換を促進するため、飼料用米や花き、果物、野菜などの高収益作物の生産面積の拡大を推進しているが、まだ生産規模は小さく、新規就農者の育成や生産体制の見直しが必須である。

特に、ニンニクについては、後継者不足等の理由で消滅の危機に瀕していたが、町の特産品である「ニンニク球」の生産を存続させるため平成28年4月に、町とJAたがわが共同出資で「(株) おおとうニンニク食品」を設立し、「ニンニク球」の生産・販売事業を継承し、町内の農業者に対して生産を奨励している。大任産ニンニクの町の特産品としての知名度をさらに向上させ、生産と販売の拡大を図るためにも、新たなニンニクの特産品の開発や、ますますの高収益化、生産農家の増加は必要不可欠である。

また、本町においては特産品開発事業としてこれまでに「おおとう桜マンゴー」をはじめ「おおとう桜街道とうふ」や「おおとう大ちゃん納豆」、「大任町産しじみ」を開発してきたが、これらについても今後さらなる生産・販路の拡大を図るため、効率的な生産体制への見直しと知名度向上を目的とした事業を実施する必要がある。

農業基盤整備については、これまでの鉾害復旧事業と土地改良事業により圃場整備はほぼ完了したが、山間部においては未整備の部分も多く、老朽化した農道・水路の改良や近年多発する豪雨災害や地震対策として、ため池の整備や廃止を行う必要がある。

将来における本町の農業振興政策として令和2年7月に国道322号香春大任バイパスが開通し、都市圏からの交通アクセスが向上したことから福岡市・北九州両都市圏を対象地域と位置付け、将来にわたり持続的に農業を営むことができるように都市近郊型農業への転換を図り、消費者が求める信頼性の高い高品質の農作物の生産を推進する必要がある。

なお、イノシシやシカによる農産物への被害が年々拡大し、農家にとっては深刻な問題となっており、これらの有害鳥獣の駆除や農地等への侵入を防ぐ対策が必要となっている。

そのうえで、意欲がある新規就農者や青年農業経営者などの担い手の育成をはじめ、創意工夫した農業生産の展開、複合経営の奨励、新たな農業用機械・施設の導入等を推進することにより安定した農業経営の確立と生産性の向上を図る必要がある。

林業については、木材需要の不振や外材輸入による価格の低迷など、取り巻く環境は厳しさを増しているが、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全の観点からも貴重な地域資源として適正な管理による健全な森林づくりが必要である。

本町では、山間部を結ぶ林道及び林業道の整備が遅れているため、伐採や間伐、林産物の育成に支障をきたしており、森林が持つ多面的な機能を保持するためにも計画的な施策を進める必要がある。

イ 商業

本町では、商店が分散しており、その大半は飲食料品や日用雑貨等の生活必需品を中心とした小規模経営の小売店である。

国道322号バイパスが開通し、近年は中堅スーパーやホームセンター、コンビニエンスストアが進出してきたことから、近隣市町村から本町へ消費者の流入傾向がみられるようになった。

しかし、急速なインターネットの普及等により、消費者のライフスタイル・ニーズの多様化、ディスカウント志向の高まりなどによって商業を取り巻く環境は急速に変化しており、併せて、福岡・北九州両都市圏や隣接する自治体の郊外大型店等に買い物客が流出しているため、商業サービス機能の充実、既存商店の近代化等を推進し、消費者ニーズに合った商業の展開を図る必要がある。

ウ 工業

桑原工業団地を造成したうえで、製造業事業所を誘致したことで、本町の製造業出荷額及び事業所当たりの雇用力は一時的に大きな伸びを示したが、国内の景気低迷によって、閉鎖・撤退する事業所もあり、今後においても、企業の進出は大きく望めない状況にある。

しかし、国道322号バイパスの開通により北九州都市圏へのアクセスが大幅に改善したことで、近隣の自動車関連産業や先端技術等の成長産業の発展を本町に呼び込みやすくなったことから、新たな企業・産業の受け皿となる用地の確保や整備等を行うことで、新たな企業を誘致するとともに地場産業の育成を図り、地域経済の浮上と就業機会の拡大を図る必要がある。

エ 観光

本町における観光資源としては、かつては、ゴルフ場以外は知名度が低く、他市町村の観光地に向かう中継点の町あるいは通過点の町であった。しかし、平成22年10月に「道の駅おおう桜街道」がオープンしたことにより、多くの観光客が本町を訪れるようになり、併せて道の駅周辺に水辺公園や花公園、ドッグラン等の施設を整備したことにより、休日は多くの観光客でにぎわうようになった。

これに併せ、「しじみ祭り」や「花としじみの里おおうマラソン」、「道の駅おおう桜街道夏祭り」等のイベントにより遠方からも観光客が訪れるようになり、幹線道路沿いに整備された桜並木や花壇の整備によって「美しい花の魅力的なまち大任」と周囲から認知されるようになった。

この賑わいを一過性のブームで終わらせることなく、継続的に交流人口の増加・雇用の拡大を図るため、道の駅を核とした観光施設の整備を行いながら、近隣町村との広域

的な観光ネットワークを構築し、本町がその中心になって新たな観光資源の開発を推進する必要がある。

また、総合運動公園の一部としてバンガロー5棟を有した自然の森キャンプ場を整備しており、家族連れやグループ等で野外活動を実施できるほか、周辺の町民野球場や町民グラウンドを利用したスポーツ合宿の拠点としても利用されている。

その一方で、自然の森キャンプ場は、建設から長い年月が経過しているため、老朽化による設備の故障や雨漏り等も発生しており、今後、大規模改修等が必要となることが予想される。

(2) その対策

ア 農林業

- (ア) 農家の経営基盤の安全を図り、収益性を向上させるため、花き、果物、野菜などの高収益作物の生産を奨励する。また、本町のブランド品や加工品の研究開発及び販路の拡大を推進し、道の駅おおう桜街道の物産館に、より多くの品数を提供すると共に消費者のニーズに合った作物を生産することにより農業全体の活性化を図る。
- (イ) 本町の出資企業である(株)おおうニンニク食品に補助金を交付することで、経営の安定化と高収益化を図り、町の特産品である「ニンニク球」の生産・販売体制を支援するとともに新たな特産品の開発を支援する。
- (ウ) しじみをシンボルとした町づくりを推進するため、古来より生息していたしじみ等を保護・養殖し、将来の特産品として育成するため、水産施設等の整備を行う。
- (エ) 農業生産活動に伴う環境への負荷の軽減に配慮した、環境にやさしい農業を推進するため、化学肥料や農薬の使用量を低減する農業生産方式の導入や普及を図り、消費者が求める安全で安心できる農産物づくりを支援する。
- (オ) 新規就農者を確保し定着させ、担い手として育成するため、非農業者からの就農相談や女性農業者の主体的な農業経営への参画、農業青年の組織づくりを図り、起業活動の支援を行う。
- (カ) 人工林の適正な管理の促進、低コストによる林業の推進とともに、公益的機能の観点から森林保全・管理体制の充実を図るための基盤整備や林業経営の近代化を自然との共生のもとで推進する。
- (キ) 深刻化しているイノシシ・シカ等の鳥獣被害対策として、鳥獣の駆除や農地等への侵入を防ぐワイヤーメッシュ柵等の整備を行う。
- (ク) 老朽化した農道・水路の整備や、豪雨対策として農業用ため池の整備を行うとともに、受益者のいなくなったため池に対しては廃止工事を実施する。

イ 商業

利便性の高い近隣型商業及びサービスの充実など地元消費者の立場に立った商業振興に努めるとともに、観光と結びついた空間整備を行い、賑わいのある商業空間の創出を推進する。

ウ 工業

国道322号バイパスの開通による利便性を生かし、高い成長が見込まれる企業に

適した産業用地の計画的整備や改修等を図り、企業の受け入れ環境、新規企業の誘致、地元企業の育成とともに企業化を促す基盤整備等を進め、新産業の創出に努める。また、地元企業の活性化に向けて異業種交流を支援し、後継者や担い手の確保を図る。

エ 観光

(ア) 本町の自然や歴史的遺産、道の駅などの観光資源を生かした観光ルートの確立と自然・文化・歴史面で深いつながりをもつ田川地区の観光施設、関係機関等と連携・協力して観光ネットワークを構築する。

(イ) 花いっぱい運動などの環境美化運動を積極的に推進し、オープンガーデンや観光花壇、幹線道路沿いの緑化事業など、町民の発意と参加による美しいまちづくりを観光と有機的に連動させる。また、農林・商工関係者との連携を図り、特産品や土産品等の開発を促進する。

(ウ) 自然の森キャンプ場等については、多くの観光客の満足度を向上させるため、大規模修繕を実施する必要がある。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業水路等整備工事	大任町		
		農業用ため池整備（廃止）事業	大任町		
		(株) おおとうニンニク食品出資金	大任町		
	(3) 経営近代化施設 農業	農業経営強化施設整備	大任町		
		(4) 地場産業の振興 加工施設	(株) おおとうニンニク食品補助金	(株) おおとう ニンニク食品	補助 金
	(9) 観光又はレク リレーション		しじみ等の水産施設整備	大任町	
			子ども広場等整備事業	大任町	
			温泉施設整備事業	大任町	
			(株) おおとう桜街道補助金	(株) おおと う桜街道	補助 金
			ドッグラン施設整備事業	大任町	

		大任交通公園整備事業	大任町	
		花公園等整備事業	大任町	

	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	緑化推進事業	大任町	
		大任町自然の森キャンプ場改修	大任町	
		観光農園施設整備事業	大任町	
		公園整備事業	大任町	
		特産品に関わる調査研究及び特産物開発事業	大任町	
		道の駅広告宣伝事業	大任町	
		観光関係宣伝事業	大任町	
		道の駅を核としたにぎわいと活力あふれる美しいまちづくり事業	大任町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次のとおり。

産業振興促進区域	業種	計画期間
大任町全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和3年4月1日から 令和8年3月31日

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

産業振興においては、周辺市町村との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

大任町公共施設等総合管理計画では、産業系施設、レクリエーション系施設の管理に関する基本的な方針を次のとおり掲げている。なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て下記の方針に適合するものである。

ア 産業系施設

- (ア) 施設の魅力向上、情報発信等により有効利用を図り、利用者数の増大に努める。
- (イ) 施設・設備等の定期的な点検・改修等を推進し、予防保全型の修繕に努める。
- (ウ) 道の駅おおう桜街道は指定管理者による運営を基本として、民間ノウハウを活かした適切な維持管理を推進する。
- (エ) 維持管理コストが、効率的な施設運営方法を検討する。
- (オ) 利用されていない施設は、有効利用方策について検討する。

イ レクリエーション系施設

- (ア) 施設の魅力向上、情報発信等により有効利用を図り、利用者数の増大に努める。
- (イ) 施設・設備等の定期的な点検・改修等を推進し、予防保全型の修繕に努める。
- (ウ) 温泉施設については指定管理者の導入など、民間ノウハウを活かした適切な維持管理を行い、キャンプ場については、継続的な運営を図るため、収入方法や運営主体等、施設運営の長期的なあり方を検討する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

町内におけるインターネット環境については、平成30年度に民間事業者と連携して、光ファイバー網の整備を行ったことに伴い、各家庭での高速インターネット通信が可能になるとともに、学校教育でのICT機器を活用した学力向上支援やインターネット利用が可能となり、児童生徒等をはじめ、町民の情報収集・活用の環境が飛躍的に向上している。

この様に、光ファイバー網の整備により通信環境が向上した一方で、高齢者を中心に情報機器未使用者も多い状況であり、依然として都市部との情報格差は完全には解消されていない。

また、行政手続きにおいても、町民の電子申請等などのシステム整備は、依然として都市部と比べると進んでいない状況であり、高齢者などはコミュニティバス等を利用して、役場窓口にて手続きの申請をしているのが現状である。

なお、町のホームページを開設し情報発信を行っているが、イベント等の折にアクセスが集中し負荷がかかるとサーバダウンしやすく、これに併せ、現在の多彩な情報発信ツールとしての機能も備わっておらず、他市町村と比べると情報発信力に課題が見られる。

(2) その対策

ア 光ファイバー網の活用による、行政効率向上の為のネットワーク網の整備を行い、地区の公共施設における簡易な申請受付、証明書のコンビニ交付などを可能とする。

イ 教育環境のICT機器活用により学力の向上を図る。

ウ ホームページの更新を行うとともに、多彩な情報発信、申請受付などを可能とする環境を整え、町民の利便性の向上や観光客の増加を図る。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	行政手続きオンライン化事業	大任町	
		情報発信機器整備事業	大任町	
		情報通信環境整備事業	大任町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

町道整備については、本町振興の重点施策として、幹線道路と集落を結ぶアクセス道路をはじめ集落と集落を結ぶ道路、集落内の道路など年次計画により整備を推進しており、大部分の町道の舗装化が完了している。

令和2年7月に国道322号香春大任バイパス区間が供用開始され、また、主要地方道田川直方線（田川直方バイパス）の延伸事業計画に基づき、事業が推進されるなど、道の駅おおう桜街道を拠点とした交通ネットワークを構築中である。さらに、田川・京築区間を結ぶ主要地方道行橋添田線道路改良事業については、令和2年度に事業化が実現され、主要地方道田川直方線延伸事業に併せ、主要地方道行橋添田線道路改良事業についても、早期完成が期待される場所である。

今後ますます増加が見込まれる交通量に対応するためには、主要道路の歩道設置や緊急自動車等の通行に支障がある住宅密集地内等の道路拡幅や、年々増加している老朽化した舗装道路の改修等の課題も残されている。

橋りょうについては、町が管理する道路橋の老朽化が進み、定期的な橋りょう点検や効率的な改修整備を図っていく必要がある。

農道は、農業基盤整備と関連して整備を行っているが、生活道路としても重要な役割を果たしており、居住環境の向上を図るうえでも整備が必要である。

町民の通勤通学等に不可欠であり、町内で唯一の公共交通機関であった西日本鉄道株式会社のバス路線が、利用者の減少に伴い、平成23年3月をもって運行が停止された。

現在は、町が本町社会福祉協議会に委託する形で、町内一円でのコミュニティバスの運行を行っている。

道の駅おおう桜街道や子ども広場の拡張によって、周辺地域からの観光客のさらなる流入が予測される場所であり、道の駅周辺の道路整備及び、道の駅駐車場の確保などが喫緊の課題である。

(2) その対策

ア 主要地方道田川直方線及び主要地方道行橋添田線の建設について、早期完成を国・県へ要請するとともに、今後ますます増加する交通量に対応するため、国道322号バイパスの4車線化についても関係機関に要請する。

イ 1級町道である大任中央線ほか生活関連道路や農道について、順次改良、舗装等の整備を進めるとともに、老朽化した橋りょうの改修を行う。

- ウ 路線バスについては、独自で運営するコミュニティバスの運行を継続・実施する。
- エ 道の駅おおとう桜街道周辺道路の整備及び道の駅駐車場を新設し、観光客の流入に対応する。

(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道路	大任中央1号線 (改良) L=1,900m W=14m	大任町	
		大任中央2号線 (改良) L=600m W=10m	大任町	
		岩石・桜木線 (新設) L=330m W=7m	大任町	
		六本松・道善線 (改良) L=200m W=5m	大任町	
		福田1号線 (改良) L=420m W=4m	大任町	
		福田2号線 (改良) L=190m W=4m	大任町	
		福田4号線 (改良) L=160m W=4m	大任町	
		福田5号線 (改良) L=240m W=4m	大任町	
		向田4号線 (改良) L=110m W=4m	大任町	
		向田5号線 (改良) L=175m W=4m	大任町	
		向田9号線 (改良) L=100m W=4m	大任町	
		向田15号線 (改良) L=320m W=4m	大任町	
		向田17号線 (改良) L=170m W=4m	大任町	
		向田19号線 (改良) L=140m W=4m	大任町	
		向田20号線 (改良) L=100m W=4m	大任町	
		向田・安永線 (改良) L=800m W=4m	大任町	
		安永4号線 (改良) L=260m W=4m	大任町	
		安永6号線 (改良) L=190m W=4m	大任町	
		安永7号線 (改良) L=470m W=4m	大任町	

	島台5号線 (改良) L = 600m W = 4m	大任町	
	灰ノ木3号線 (改良) L = 150m W = 3m	大任町	
	灰ノ木5号線 (改良) L = 280m W = 4m	大任町	
	秋永・梅田線 (舗装) L = 250m W = 4.5m	大任町	
	秋永1号線 (改良) L = 140m W = 4m	大任町	
	秋永2号線 (改良) L = 220m W = 4m	大任町	
	大内田・元松線 (改良) L = 140m W = 4m	大任町	
	上元松1号線 (改良) L = 220m W = 4m	大任町	
	下元松線 (改良) L = 630m W = 4m	大任町	
	安高1号線 (改良) L = 280m W = 4m	大任町	
	安高3号線 (改良) L = 440m W = 4m	大任町	
	安高4号線 (改良) L = 200m W = 4m	大任町	
	安高6号線 (改良) L = 110m W = 4.5m	大任町	
	安高7号線 (改良) L = 130m W = 4m	大任町	
	安高8号線 (改良) L = 100m W = 5m	大任町	
	安高10号線 (改良) L = 210m W = 4m	大任町	
	桑原・上今任線 (改良) L = 120m W = 5m	大任町	
	上今任・古寺線 (歩道) L = 112m W = 3m	大任町	
	成光・桜木線 (改良) L = 30m W = 3.5m	大任町	
	小学校・皿山線 (改良) L = 60m W = 6m	大任町	

		大行事・福田線（改良） L=200m W=7m	大任町	
		西白土・桜木線水道管布設替	大任町	
		転落防止柵整備事業	大任町	
	橋りょう	島台橋（改修） L=100m W=4m	大任町	
		六本松橋（改修） L=100m W=9m	大任町	
	(2) 農道	彦山川左岸地区 農道整備（総延長 10,100m）	大任町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運行	大任町	
	基金積立	コミュニティバス運営の基金積立	大任町	
	(10) その他	道の駅整備	大任町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大任町公共施設等総合管理計画では、道路・橋りょう施設の管理に関する基本的な方針を次のとおり掲げている。なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て下記の方針に適合するものである。

ア 町道、農道は、優先順位付けを行い、改良、舗装等の整備を進める。

イ 道路においては、地域の意向、道路パトロール等による現状を加味しながら、また、橋りょうにおいては、橋りょう長寿命化計画修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理への転換を図り、長寿命化及びコストの最小限化・平準化を図る。

ウ 緊急を要する箇所については、国の補助金等を利用し、随時補修、改良を実施する。また、現状把握における人員不足を解消するため、町民による通報制度の確立を図る。

エ 維持が難しい橋りょうについては、費用対効果、地域の意向を勘案し、規模の縮小を検討する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

本町の課題である、若者や子育て世帯、町外からの転入者などの定住化を促進するためには、上下水道の整備が重要であり、さらに産業の振興や住宅建設、生活様式の変化による水需要の増加に対処していくためには、水資源の確保が必要である。

現在の水道施設は老朽化が進んでおり、水道管の布設替え等施設整備に多額の経費が必要で、良質で廉価な水を安定的に供給するには財源の確保が深刻な課題である。

また、住環境の形成や農業環境の保全及び河川の水質保全を図るためには、汚水処理施設の整備を促進する必要があるが、本町は集落が点在しており、公共下水道施設を整備するためには非効率的で、本町独自の整備では財政的にも困難であることから、現在、大任町生活排水処理基本計画合併処理浄化装置設置整備計画に基づき、合併処理浄化槽の普及を促進している。

本町のごみ処理に関しては現在、4ヶ町村で構成する一部事務組合田川郡東部環境衛生施設組合によって共同処理されているが、現ごみ処理施設は老朽化による建て替えが必要であり、田川地区全8ヶ市町村での広域的な施設整備が協議され、建設費及びごみ処理経費節減の観点から、田川地区全体で新ごみ施設の共同処理を行うこととなった。これを受け、本町が各市町村から新ごみ処理施設の建設に関する事務の委託を受けることが各市町村議会で議決された。

ごみ処理に伴う埋立処分についても田川地区全体で共同処理を行うこととなり、埋立処分施設の建設に関する事務についても本町が各市町村から委託を受けることとなった。

し尿処理についても田川地区全体で共同処理を行うこととなり、新し尿処理施設の建設に関する事務についても、本町が各市町村から委託を受けることとなり、平成28年度建設事業に着手し、令和2年度での完成を経て、令和3年4月から新し尿処理施設（田川地区クリーンセンター）が稼働している。

本町の消防体制については、常備消防として、田川地区8ヶ市町村で構成する一部事務組合田川地区消防組合と非常備消防組織として町内に消防団（本部と4個分団）がある。

消防団における消防車両は、消防ポンプ車1台、小型動力ポンプ付積載車3台、指令車1台を配置し、消防活動や災害警戒などの活動を行っているが、車両の老朽化が進んでおり、整備が必要である。

令和3年4月1日現在の消防団の本町における団員定数は154人である。団員の平均年齢は、37.6歳と高齢化しており、人口の減少、就業形態の変化により団員は減少の一途を辿っており、人員の確保が難しい状況である。

防火水槽は、40t級85基を設置しているが、全体としての水利は充分とは言えない。当面、現状の体制を維持していくものの、初期消火機材の整備を基本としつつ、組織力の強化、水利の増強、機材の充実整備が必要である。

災害緊急時における情報を、住民に迅速かつ的確に伝える手段として、庁舎建設時に

防災行政無線を設置し、また、田川地区消防本部においても消防本部指令台及び防災無線デジタル化の整備を行った。これにより、懸案であった非常時の連絡体制、行政の情報伝達問題が解決されたが、複雑多様化する災害に適切に対応することができるよう、さらなる充実強化を図る必要がある。

現在、本地区には、田川地区消防本部をはじめ金田分署、川崎分署、添田分署、香春分遣所が設置され、各施設が相互に補完し合うことで地区内の消防防災に対応している。

しかしながら、分署等においては老朽化が進み、全面的な改修の必要性がある施設も見受けられることから、今後は施設の更新を視野に入れた計画的な施設の維持整備が必要である。

防犯体制については、青色防犯パトロールによる巡回や啓発活動を行い、また、各地区からの要望によりLED防犯灯の新設、取替を行い、犯罪の抑止、事故等の減少に併せ、省エネルギー化を図っているところであるが、基数も多く全台数の取替えを完了するには、年数を要する。

さらには、昨今の犯罪防止対策として、防犯カメラ設置の重要性が高まっているが、本町においては、現在のところ屋外に1台も設置されておらず、住民から必要性の声があがっている。

(2) その対策

ア 老朽化が著しい水源、浄水配水施設及び口径変更を含む配水管の改修を行う。

イ 生活排水を適切に処理するために、大任町生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽設置費に対する補助を行い、合併処理浄化槽の設置を促進する。

ウ ごみ処理施設、し尿処理施設、埋立処分施設については、田川地区8ヶ市町村で共同処理を行うこととなり、各施設の建設に関し、各市町村が負担金を出し合ったうえで、本町が建設事業の実施主体となり、町内に建設することとなった。し尿処理施設に続き、ごみ処理施設及び埋め立て処分施設においても、新施設の建設を推進する。

エ 老朽化した消防車及び防火水槽等については、年次計画により整備を行い、消防組織については、団員の教養訓練や分団等の交流により消防団の充実と活性化を図る。

オ 老朽化が進む消防分署においては、安全・安心な住民生活に影響をきたさないよう効率的な整備に努める。

カ 各地区にある防犯灯は、蛍光灯からLEDへと順次、取替えを行い、明度の向上により犯罪の抑止、事故等の減少を図る。

キ 防犯カメラの設置により、事件等の早期解決、犯罪の抑止力を働かせ、安全・安心な町づくりを図る。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	中鶴・伊原水源導水管整備 (取水設備、導水管布設替)	大任町	

		成光浄水場整備 (管理棟、制御盤整備外)	大任町	
		柿原水源整備 (送水管布設替、ろ過施設新設)	大任町	

	(2) 下水処理施設 その他 (3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	配水管更新事業 布設管総延長 7,790m (内訳) φ200 L=390m φ150 L=6,960m φ100 L=440m	大任町		
		貯水池 (2箇所、各 70 m ³)	大任町		
		浄化槽設置整備補助	大任町		
		ごみ処理施設整備	一部事務組合		
		ごみ処理施設整備	大任町		
		車両整備	大任町		
		ごみ運搬車等車庫整備	大任町		
		埋立処分施設整備	一部事務組合		
		埋立処分施設整備	大任町		
		し尿処理施設	し尿処理施設整備	一部事務組合	
			し尿処理施設整備	大任町	
		(5) 消防施設	防火水槽設置、消火栓設置	大任町	
			車両整備	一部事務組合 大任町	
			消防分署庁舎建設	一部事務組合	
		(7) 過疎地域 持続的発展特	防犯灯 LED 化事業	大任町	

	別事業 防災・防 犯	防犯カメラ設置事業	大任町	
		ハザードマップ整備事業	大任町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大任町公共施設等総合管理計画では、上水道の管理に関する基本的な方針を次のとおり掲げている。なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て下記の方針に適合するものである。

- ア 定期的な点検に基づく計画的な補修や適切な維持管理により、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減に努める。
- イ 浄水場の施設更新を最優先に進め、老朽化については、優先順位付けに基づき、更新と維持管理を図る。
- ウ 持続可能な事業運営を図るため、適切な受益者負担に基づき、経営の効率化を図る。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉、障害者福祉、母子・父子福祉等

本町では、核家族化の進行や女性の社会進出などにより、家庭において保育できない幼児や児童等の健全育成を図るための機能として、保育園3園（いずれも私立）を開設している。

保育園では町内保育所定員180人に対して170人の児童が入所しているが、約15%が町外児童である。また、町内全児童256人のうち約33%の86人が広域（町外）保育施設を利用している。

令和3年3月31日現在、身体障害者手帳保持者は323人である。そのうち、年齢別でみると65歳以上が263人と81%を占めている。また、療育手帳（知的障害）所持者数は66人で、65歳以上が3人と約5%の割合である。精神障害者手帳所持者数は59人で、65歳以上が29人と約50%を占めている。手帳保持者数全体では、65歳以上が65%と手帳保持者数の約3分の2を占め、高齢者が手帳を所持している割合は高く、中でも身体障害を持っている割合は加齢とともに高くなっている。

身体障害者については、後天的な原因によるものが多く、保健や疾病予防の健康教育などで改善されることが期待できるため、これらの充実と、障害者の社会参加を支援し、関係機関との連携により自立して生活することができるための雇用の促進や障害者に対する理解と協力を求める啓発・広報活動の積極的な推進を図る必要がある。

近年、離別や死別によって母子・父子家庭が増加しており、家庭への経済的・精神的負担が大きく、生活が不安定な状況にある世帯が増えている。

本町では週1回の心配ごと相談や法律相談によって対応を図っているが、母子・父子家庭は社会的にも弱い立場に置かれているため、就労の促進、相談体制の充実などを図り、社会的・経済的な自立を支援し、その為の施設や体制を整える必要がある。

保 育 所 入 所 状 況

（令和3年3月31日現在）

保育所名	公・私立の別	定数 (人)	入所園児数 (人) () は町外児童数
誠慈保育園	私	40	25 (5)
今任保育園	私	70	73 (8)

どんぐり保育園	私	70	72 (11)
広域（町外）保育施設	公・私	—	86 (0)
計		180	256 (24)

イ 高齢者福祉

本町の65歳以上の高齢化人口は増加傾向にあり、高齢化率は平成27年国勢調査で

34.5%、令和3年3月末時点での住民基本台帳で36.9%である。

介護予防や高齢者福祉サービスの向上など、高齢者の支援や社会参加により生きがい対策等、高齢者保健福祉に係る様々な施策を推進している。

高齢者を取り巻く社会状況の変化や、高齢社会をめぐる重要な課題に対して、町が取り組む施策を明らかにしている、大任町高齢者福祉計画に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らせるサービスの展開と、町民と関係諸団体との連携、介護・予防・医療・生活支援・住まいのサービスを一体化して提供していく体制（地域包括ケアシステム）の構築が必要とされる。

(2) その対策

ア 児童福祉、障害者福祉、母子・父子福祉等

(ア) 少子化対策として、安心して子どもを生み育てられる環境を整備するとともに、子育て支援に取り組む関係組織などとの連携を図り、地域団体による子育て支援事業の促進を図る。

(イ) 多様化する地域福祉ニーズに対応していくためには、地域住民の積極的な社会活動への参加が不可欠であり、地域の連帯感と福祉への関心を高める必要があるため、啓発活動やボランティアの育成などを推進する。

(ウ) 母子・父子家庭等の自立支援に向けて、関係機関等と連携して技能習得や相談体制などを充実させ、就労の促進を図り、経済的自立を支援する為の施設や体制を整備する。

イ 高齢者福祉

(ア) 高齢者になっても住み慣れた地域で、健康で安心して生活できる環境を整備していくために、令和3年3月策定の大任町高齢者福祉計画に基づき、介護予防の推進、地域に必要なサービスの質と量の確保、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、地域包括ケアシステムなど行政、医療機関、福祉団体等の連携強化を図る。

(イ) 高齢者が住み慣れた家庭、地域で、可能な限りできるだけ長く、精神的、身体的、社会的に健康で心豊かに生きがいのある日常生活を送ることができるように、孤立化を防ぎ、高齢者一人ひとりの豊かな経験・知識を生かした社会参加活動や老人クラブ等の仲間づくり活動を支援する。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所施設整備事業	社会福祉 法人	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事 業	高齢者福祉計画策定	大任町	
	その他	障害者福祉計画策定	大任町	
		出産祝金事業	大任町	
		保育料助成事業	大任町	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には医療施設として、内科医院2ヶ所、外科1ヶ所、歯科医院2ヶ所の計5ヶ所の施設がある。

いずれも個人経営で、耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科等の専門医がなく、そのうえ総合病院のような高度な治療を受けることができないため、田川市をはじめとする町外医療施設で診療を受けているのが現状で、休日及び救急医療については、田川市内に設置された田川地区急患センターで対応している。

本町における、令和2年度の死因別死亡では、悪性新生物が全体の59%、心疾患が全体の約26%をそれぞれ占めており、生活習慣病による死亡も年々、増加傾向にあるため、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚のもと、健康増進、発病予防、早期発見、早期治療に努めていくことが重要である。

高齢者人口の増加や社会環境の変化に伴い、今後ますます医療需要が増大していくことが予測されるため、町民の生活習慣改善等の予防や健康増進への意識の向上を図るとともに、関係機関の協力を得ながら地域の医療及び予防体制を確立する必要がある。

(2) その対策

ア 関係機関などとの連携を図り、安心して治療を受けることができる医療サービスと地域医療体制の充実を図る。

イ 高血圧、心臓病、脳卒中などの生活習慣病を始めとする疾病予防対策として、健康増進等の知識の普及とともに健康診査の充実に努め、疾病の早期発見、早期治療、健康の保持増進を図る。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町には、大任小学校（令和3年5月現在児童数188人）と今任小学校（同児童数115人）の2校と大任中学校（同生徒数133人）1校がある。

近年、情報化社会の急速な進展に伴い、教育の分野においても、高度情報通信技術を最大限に活用した21世紀にふさわしい学びと、それを可能にする環境づくりが求められている。

子どもたちを取り巻く状況をみると、家庭や地域の教育力の低下、自然体験や社会体験の不足、SNSなどインターネットコミュニケーションの普及による実社会での人間関係の希薄化などが指摘されており社会問題となっている。

また、現代の子どもたちが成人し、社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少や技術革新、Society 5.0の実現等により、社会構造や雇用環境が大きく変化することが予想される。

この劇的な変化に適切に対応することができるよう、子どもたちには伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が求められる。学校教育では、個々人の潜在的な力を引き出し、一人ひとりが互いを認め、尊重し合いながら自己実現を図り、より良い社会を築き、幸福な人生を送ることができるよう、子どもたちを教育する必要がある。

そのために、平成27年度から本町では「大任町の子どもたちが『30歳になった時に、精神的にも経済的にも自立した大人になる』ための礎を築く10年計画」を実施し、就学前の1年間と小学校6年間、中学校3年間の10年間で、大きく変化する社会の中で自立して生きて行くことができる人材の育成を行っている。

これに併せ、本町における教育の抜本的改善を実現すべく、今後の教育施策の方向性を示す「大任町教育改革プラン」を令和2年10月に策定し、当該プランに基づく各施策を推進している。

学校施設においては、人口減少や少子高齢化が進む中で、老朽化等により大規模な改修の時期を迎えようとしており、令和3年3月に策定した「大任町学校施設長寿命化計画」に基づき、今後の適正な維持保全や施設の統廃合による義務教育学校の創設、既存施設の有効活用等を検討していく必要がある。

このような現状の中で、本町の学校教育が直面する課題として、次の事項が挙げられる。

- (ア) 家庭や地域との繋がりを持つための環境が整っていないことが挙げられる。ソフト面としては、学校、家庭、地域を繋ぐネットワークがなく、この3者の連携が取れていない。ハード面としては、地域との交流機会である学校行事の際、屋外運動場は水はげが悪く、雨天では使用することができない。また、校舎や屋内及び屋外トイレはいずれも老朽化が進んでおり、早急な改善が必要である。
- (イ) 情報化社会への対応について、今後、ICT教育のさらなる発展に対応するため、ハード・ソフト両面でのICT環境を整備していく必要があるとともに、教職員の働き方改革を展開し、教職員の業務効率化及び業務負担の軽減を行ったうえで、児童生

- 徒と向き合う時間等を確保する必要がある。
- (ウ) 子どもたちの基礎学力の低さが挙げられる。大任町では、要保護、準要保護世帯の児童生徒数が、全体の約38%を占めており、学校の教育課程でのつまずきを補うための学習塾などに行かせる経済的余裕のない家庭が多く、学校以外の場所で基礎学力の定着を図ることができないため、高校や大学進学等の進路選択の幅が狭まっている。
 - (エ) 国際化に対応する人材育成の環境が十分に整っておらず、グローバル化が急速に進展する中、生涯に亘る様々な場面で必要となることが想定される外国語（英語等）によるコミュニケーション能力の向上が必要である。
 - (オ) 子どもたちに様々な体験をさせるための人材不足が挙げられる。子どもたちには、将来の自立のために、多様な経験や体験をさせ、子ども一人ひとりが持つ、興味や関心、潜在的な力を引出すことが重要であるが、それを可能にする必要十分な人材が不足している。
 - (カ) 家庭や地域の教育への関心の低さが挙げられる。家庭や地域の教育力の低下は、前述の学校・家庭・地域のネットワークが整っていないことが起因していると思われる。

イ 社会教育

現在、本町の社会教育事業は、生涯学習の推進、青少年の健全育成、人権同和教育、文化・スポーツの振興等が中心となっている。

生涯学習については、すべての町民があらゆる機会に、あらゆる場所において学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成を進めていく必要があるため、公民館や体育館、総合運動公園などを整備し、町民が利用しやすい環境を整えている。

青少年の健全育成については、青少年にとって有害な環境を浄化し非行防止に努めているほか、社会体験や生活体験などを通じて、社会性や自ら考え行動できる力、思いやりの心を培っていくことができるよう、野外スクールやおおとう未来広場など多様な活動機会の充実を図っている。

本町においては、野外スクールやスポーツ・レクリエーション活動、福岡県と田川地区とで共同で実施する田川・人財力プロジェクト「田川飛翔塾」等を通じて、次代を担う青少年の健全育成に努めているが、指導員やリーダー不足などの問題が深刻化している。

社会教育施設については、大任町公民館を始め、地区公民館や集会所などが整備されており、大任町公民館では「生きがい」や「心の豊かさ」を求めて、趣味の講座をはじめ、様々なサークル活動が行われている。

また、今後さらに多様化、高度化する学習ニーズに応じるため、パソコン教室をはじめとした各種講座の充実やレクリエーション活動等のための施設整備を図りながら、若い世代にも対応した魅力ある講座を開講していく必要がある。

社会体育施設については、町民の多様なニーズに的確に対応し、誰もが気軽にスポーツを親しむことができる環境整備を図ってきた。

屋外運動施設では「大任町総合運動公園」として、ナイター設備付きの「町民野球場」、ウォーキングやサッカーなど多目的に使用できる「町民グラウンド」、バンガロー5棟を有し、家族連れやグループ等で野外活動を実施することができるほか、スポーツ合宿の拠点としても利用できる「自然の森キャンプ場」の3施設があり、周辺駐車場やトイレ等も整備されているため、田川郡民スポーツ大会等各種スポーツ大会の

主会場となるなど広域的なスポーツの拠点として広く活用されている。

屋内運動施設では、「B&G海洋センター」が整備されており、長年利用されている「B&G体育館」のほかに、平成29年には、老朽化して使用されなくなったプールを改修し、「上屋付多目的広場」を整備しており、天候に関係なくスポーツを楽しむ場として町民に広く利用されている。

しかし、社会教育施設及び社会体育施設は、整備から長い年月が経過したものも多く、老朽化による大規模改修等が必要となってくることが予測される。

人権同和教育は、全ての人々が人権尊重の意識を高めることにより、人間らしく幸せに生きていこうとする社会の実現を目指すものである。本町においては、これまで人権講演会や研修会などの人権啓発の取組を行っているほか、令和3年3月には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない町を実現することを目的に「大任町部落差別の解消の推進に関する条例」を制定した。今後も差別のない社会を実現するため、引き続き人権同和教育を推進していく必要がある。

学童保育は、大任小学童クラブと今任小学童クラブの2ヶ所があり、それぞれ運営を保護者運営委員会に委託している。

大任小学校においては、児童数は減少傾向にあるものの、大任小学童クラブの利用者数は年々増加傾向にある。現在では70人以上が利用しているため、空き教室を3つ利用するなどの対策を取ってスペースの確保に努めている。

今任小学校においては、子育て世代向けの町営住宅の整備等により児童数が増えていることから、今任小学童クラブの利用者数も増加傾向にあり、学童施設の定員を超える利用が見込まれているため、今任小学校敷地内に新たな学童クラブ施設を建設中である。今後、学童保育の必要性はますます高まるとされる一方、空き教室や支援員の確保が困難なことから、学童保育の安定した運営に向け、様々な支援が必要となることが予想される。

(2) その対策

ア 学校教育

- (ア) 「大任町の子どもたちが『30歳になった時に、精神的にも経済的にも自立した大人になる』ための礎を築く10年計画」の実施。
- (イ) 「大任町教育改革プラン」に伴う各施策の実施。
- (ウ) 学校支援環境を整備し、学校・家庭・地域のネットワークを構築する。
- (エ) 全ての学校施設の改善を行い、地域の交流の場として機能させる。
- (オ) 全ての学校ICT環境設備整備を行い、情報化に対応できる人材を育成する。
- (カ) 外国語によるコミュニケーション能力を高める取組を推進し、国際化に対応する人材を育成する。
- (キ) 町内の児童生徒を対象とした町営塾を行い、基礎学力の定着を図る。
- (ク) 子どものために行う体験活動等のための講師を各学校に派遣し、様々な研修等を実施する。
- (ケ) 地域住民及び就学前の保護者に対して教育への関心を高めるための啓発活動を行う。

イ 社会教育

- (ア) 生涯学習を推進するため、魅力的な公民館講座やスポーツ・レクリエーション活動

- を実施するとともに、町民の自主的な生涯学習活動について支援する。
- (イ) 野外スクールやおおとう未来広場を継続して行うとともに、町内外から広く生涯学習・教育ボランティアに関する人材を発掘し、人材バンクとして登録・活用を図る。
- (ウ) 人権同和教育では、多彩な講師を迎え講演会の充実を図りながら、関係機関との連携強化を図るとともに、人権教育活動指導者の資質向上に努める。
- (エ) 施設の老朽化及び、学童保育、町民の生涯学習、生涯スポーツに対するニーズの多様化に対応するため、関連施設等の改修・整備を行う。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	大任町立学校 I C T 環境整備	大任町	
		大任町立学校空調等設備整備	大任町	
		大任町立学校校舎等改修	大任町	
		大任町立学校屋内運動場等改修	大任町	
		大任町立学校屋外運動場等改修	大任町	
		大任町立学校プール改修	大任町	
		大任町立学校屋外トイレ改修	大任町	
		義務教育学校整備	大任町	
		学校給食センター改修	大任町	
	(3) 集会施設、 体育施設等 公民館 集会施設	公民館整備	大任町	
		集会所整備	大任町	
		B & G 海洋センター改修	大任町	
		総合福祉センター改修	大任町	
	体育施設	総合運動公園町民野球場改修	大任町	

(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	総合運動公園町民グラウンド改修	大任町	
	スポーツ施設整備	大任町	
	放課後児童クラブ施設整備	大任町	
	旧衛生センター公園化整備	大任町	
	学力向上事業	大任町	
	国際交流事業	大任町	
	学校教育情報化推進事業	大任町	
	I C T利活用促進事業	大任町	
	ランドセル購入助成事業	大任町	
	地域支援環境整備	大任町	
	子どもの自立促進事業	大任町	
	教育振興整備基金	大任町	
	野外スクール事業	大任町	
	公民館講座推進事業	大任町	
	人権同和問題啓発事業	大任町	
学童保育支援事業	大任町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大任町公共施設等総合管理計画では、学校教育系施設、町民文化系施設、スポーツ系施設の管理に関する基本的な方針を次のとおり掲げている。なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て下記の方針に適合するものである。

ア 学校教育系施設

- (ア) 当面、施設を維持するが、将来の人口、児童・生徒数の動向を見定めながら、長期的な施設のあり方を検討する。
- (イ) 定期的な点検・診断を行うとともに、施設改善の優先順位に基づき、修繕を実施する。
- (ウ) 地域の避難所として、適切な維持管理を行い、施設の安全確保に努める。

イ 町民文化系施設

- (ア) 今後も定期的な点検を行うとともに、施設改善の優先順位付けを行い、点検・診断・修繕を実施する。
- (イ) 地域と連携し適切な維持管理を行い、施設の安全確保に努める。
- (ウ) 災害時等の修繕を行うとともに、大規模な修繕は地域との協議に基づき進める。
- (エ) 施設の有効活用を促進するため、今後、人口動向に対応した複合化や統合、また、世代間のつながりを意識したソフト面の強化に努める。

ウ スポーツ系施設

- (ア) 健康増進、スポーツを通じた地域内外の交流の場として、安全で利用しやすい施設として、利用ニーズに応じた必要な施設改修を行う。
- (イ) 当面は町営施設として維持管理を図るとともに、施設運営の長期的なあり方を検討する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では、39の行政区と3つの組を地域住民の日常生活の基礎単位としているが、100世帯を超す行政区がある一方、5世帯に満たない組もある。また、平成27年国勢調査での本町の高齢化率は34.5%であり、若年層の人口減少も顕著であることから、集落の高齢化や後継者不足は深刻な問題である。特に、石炭産業が盛んであった頃に炭鉱住宅があった集落では、炭鉱の閉山とともに多くの人口が流出し、現在ではわずかな世帯が残るのみで、その大半が高齢者夫婦若しくは高齢者の一人暮らしといった現状である。一方で、住み慣れた集落に対する住民の愛着心や帰属意識は強く、集落の再編は難しい。

このような状況の中で、かつて行政区が行ってきた生活道路や土地の管理、住民同士の助け合いは難しい状況になっており、その傾向は今後、さらに加速することが予測される。また、集落における空き家や空き地の増加も深刻な課題である。

そこで、集落維持のための人的支援や一人暮らしの高齢者の遠隔見守りなどICT技術を活用した支援などが必要である。併せて、行政区間での連携、ボランティアによる「花いっぱい運動」などのまちおこしによってコミュニティ再編成を支援していくことなども重要である。

(2) その対策

ア 各集落における連帯や集落間の連携強化により、健全なコミュニティの醸成を図るとともに、住民の意向等を尊重した健全な集落の形成を検討する。

イ 空き家や空き地の状況調査等を行い、集落内の空き家や空き地の実態を把握し、UJIターンの受け入れ先となる新たな住宅地の造成や空き家の利活用を推進する。

ウ 「集落支援員」などの人的支援やICT技術を活用した支援を検討する。

エ 本町が行っている「花いっぱい推進運動」などを通じた地域コミュニティ再編成のための支援を行う。

オ 「小さな拠点」の形成を推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく地域再生計画を策定し、国に対し認定申請を行うとともに拠点整備や運営の支援を行う。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
---------------	--------------	------	------	----

9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	空き家空き地等対策事業	大任町	
		空き家対策等補助事業	大任町	

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化財は、先人が残してくれた貴重な文化遺産である。本町のみならず、我が国の歴史、文化を理解するために必要不可欠なものである。町の将来の方向性を考えていくうえで、指針となる重要なもので、その保全活用を図っていくことは必要なことである。

本町には、町指定文化財の建徳寺古墳をはじめとした古墳や横穴式石室等の埋蔵文化財が各所に点在しているほか、福岡県の天然記念物指定を受けている菅原神社のイチイガシや上野焼の系譜を引く田香焼窯跡など多くの文化財がある。

このため、本町では、町の財産である文化財に対する関心を高め、文化財保護思想を啓発し、町民の文化意識の向上と郷土愛の醸成を図ることを目的として、平成14年にふるさと館おおとうを開設した。

ふるさと館おおとうでは町の文化財振興の中核を担い、町民が文化財に身近に親しむことができる施設として、文化財資料の収集、保存整理、活用を行いながら、各種展示会を開催している。

文化財については、現状保存を維持することが困難な文化財が多いため、デジタルデータ化による保存整理・活用を検討していく必要がある。

町の中央部に位置するサボテンハウスでは、希少なサボテンを含む約200種、1,000点以上のサボテンや多肉植物を展示しており、その希少性・多様性から遠方からも多くの観光客が訪れている。これまでは観光施設としての側面が強かったが、植物園的発想でサボテンを保護活用していくことも重要なため、ふるさと館と一体化した施設運営を行っていくこととする。ただし、サボテンハウスは建設から長い年月が経過しており、老朽化による設備の故障や雨漏り等も発生しているため、サボテンを適切に管理していくためには、今後、大規模改修等が必要となってくることが予想される。

本町における文化活動は、町公民館や地区公民館等を拠点に、文化団体や各種サークルが自主的活動を行っており、総合文化祭や発表会には多くの町民が参加している。

しかし、その一方で、神幸祭や盆踊り、神待ちなどの伝統的行事は年々衰退の傾向にあり、これらの伝統行事の保護や保存に努める必要がある。また、埋もれつつある民俗芸能などの発掘を行い、日常生活の中で年間を通じて住民が様々な文化に触れ、体験できる機会を提供し、次代へ継承・発展させることが極めて重要である。

さらに、労働時間の短縮等による余暇時間の増大や住民の価値観が多様化する中で、住民が様々な分野での文化活動に積極的に参加できる環境づくりを行う必要がある。

(2) その対策

- ア 歴史や文化の正しい理解と将来の文化の発展を図るため、デジタル化も含めた文化財等の保存、整理、整備、再生及び活用に努め、学術資料や観光資源として活用する。
- イ ふるさと館おおとうやサボテンハウス等の施設については、老朽化が進んできているため、大規模修繕等を実施する必要がある。
- ウ 大任町文化連盟をはじめとする各種文化団体の育成と活性化を促進する。
- エ 地域の伝統的行事等の継承・発展に関する理解と関心を深めるため、子どもから大人までの幅広い世代の行事への参加、交流の促進を図りながら後継者や指導者の育成を行う。
- オ 文化振興の拠点として、地域資源を活用した各種展示会や関連行事を開催するとともに、文化講演会などの機会を地域住民へ提供する。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振 興施設等 地域文化振 興施設	ふるさと館おおとう改修事業	大任町	
		建徳寺古墳改修事業	大任町	
		サボテンハウス改修事業	大任町	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事 業 地域文化振興	地域資源保存活用事業	大任町	
		伝統文化保存継承事業	大任町	
		文化財保存継承事業	大任町	
		ふるさと館おおとう企画展事業	大任町	
		文化関連団体育成支援事業	大任町	
		サボテンハウス宣伝事業	大任町	
		芸術文化促進事業	大任町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大任町公共施設等総合管理計画では、社会教育系施設の管理に関する基本的な方針を次のとおり掲げている。なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て下記の方針に適合するものである。

ア 周辺施設との連携やソフト施策の充実などにより、有効利用を進める。

イ 周辺施設との一体的な管理を検討するとともに、施設・設備等の定期的な点検・改修等を推進し、施設の安全確保に努める。

1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町の振興は、これまでの過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進市町村計画等を柱に、国、県等の助成・助言のもとに行われるなど、国、県等への依存型行政運営の側面がある。

地域の自主性、独自性を重視する分権型社会の到来とともに、過疎地域としての持続的発展を図るには、社会情勢や多様化する住民意識等時代の変化を的確に把握し、住民等の参加と相互の連携による永続的で自主自立の精神による地域づくりを行うことが重要である。

そのためには、地域の抱える様々な問題点を地域住民自らが解決し、住民が主体となって地域づくりを行う必要があり、行政と住民等が果たすべき役割と責任を分担するとともに、パートナーシップによる新たなまちづくりの展開が必要である。

本町が推進してきた花いっぱい運動による住民同士の連帯や美化活動は、今日まで、一定の成果をあげてきた。しかし、住民が主体となって行う地域づくりのためのNPO法人や地域づくり団体などの組織化に至っていないのが現状であり、今後地域づくりを推進していくにはこれらの組織化が重要である。

また、住民が町への愛着を持って住み続けるためには、郷土に対する自信や誇りを持つことが大切であるため、本町における地域の伝統行事やイベント、花いっぱい運動、健全なコミュニティ活動等を通じて、住民自ら地域の交流や連帯を強めることができる施策を展開し、魅力あるまちづくりを推進する必要がある。

(2) その対策

ア 町民によるまちづくりを着実に進めるため、住民等の多様な参加と相互の連携による住みやすく活力と魅力あるまちづくりの推進を図る。

イ 地域住民の連帯意識の高揚やコミュニティ活動の活発化を図るための振興施策を展開するとともに、NPO法人や地域づくり団体等の組織化やリーダーの育成に努める。

ウ 地域の伝統行事や各種イベント等を積極的に推進し、地域の魅力づくりや住民の郷土愛の醸成を図る。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展 に関し必要な 事項		花いっぱいフェスティバル& 花としじみの里おおとうマラソン	協議会	
		道の駅夏祭り及び盆踊り花火大会	実行委員会	
		しじみ祭り	大任町 商工会	
		花いっぱい推進運動	大任町	
		地方創生推進交付金事業	大任町	

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	移住・定住等促進情報発信事業 (移住定住促進を目的とした社会 増に資する事業)	大任町	
		移住・定住等促進補助事業 (移住定住促進を目的とした社会 増に資する事業)	大任町	
		お試し移住等事業 (移住定住促進を目的とした社会 増に資する事業)	大任町	
		地域間連携による人材育成事業 (移住定住促進を目的とした社会 増に資する事業)	大任町	
		関係人口創出事業 (移住定住促進を目的とした社会 増に資する事業)	大任町	
		テレワーク等推進事業 (移住定住促進を目的とした社会 増に資する事業)	大任町	
		都市圏への出張所開設等による関 係人口創出事業 (町のPRを目的とした事業)	大任町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	特産品に関わる調査研究及び特産 物開発事業 (地場産業振興を目的とした事 業)	大任町	
		道の駅広告宣伝事業 (交流人口増を目的とした事業)	大任町	
		観光関係宣伝事業 (交流人口増を目的とした事業)	大任町	
		道の駅を核としたにぎわいと活力 あふれる美しいまちづくり事業 (交流人口増を目的とした事業)	大任町	

3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	行政手続きオンライン化事業 (住民サービスの向上を目的とした事業)	大任町	
		情報発信機器整備事業 (住民サービスの向上を目的とした事業)	大任町	
		情報通信環境整備事業 (住民サービスの向上を目的とした事業)	大任町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 基金積立	コミュニティバス運行 (地域コミュニティの活性化を目的とした事業)	大任町	
		コミュニティバス運営の基金積立 (地域コミュニティの活性化を目的とした事業)	大任町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	防犯灯LED化事業 (安心安全な地域社会の実現を目的とした事業)	大任町	
		防犯カメラ設置事業 (安心安全な地域社会の実現を目的とした事業)	大任町	
		ハザードマップ整備事業 (安心安全な地域社会の実現を目的とした事業)	大任町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	高齢者福祉計画策定 (住民サービスの向上を目的とした事業)	大任町	
		障害者福祉計画策定 (住民サービスの向上を目的とした事業)	大任町	
		出産祝金事業 (移住定住促進を目的とした社会増に資する事業)	大任町	
		保育料助成事業 (移住定住促進を目的とした社会増に資する事業)	大任町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	学力向上事業 (地域連携による教育の推進を目的とした事業)	大任町	

		国際交流事業 (国際交流による教育の推進を目的とした事業)	大任町	
		学校教育情報化推進事業 (地域連携による学校教育情報化の推進を目的とした事業)	大任町	
		I C T利活用促進事業 (教育 I C T環境の推進を目的とした事業)	大任町	
		ランドセル購入助成事業 (移住定住促進を目的とした社会増に資する事業)	大任町	
		地域支援環境整備 (地域連携による教育の推進を目的とした事業)	大任町	
		子どもの自立促進事業 (子どもの自立促進を目的とした事業)	大任町	
		教育振興整備基金 (教育振興に資するための基金)	大任町	
		野外スクール事業 (地域連携による交流等を目的とした事業)	大任町	
		公民館講座推進事業 (地域連携による交流等を目的とした事業)	大任町	
		人権同和問題啓発事業 (人権同和問題啓発に資する事業)	大任町	
		学童保育支援事業 (学童保育の支援に資する事業)	大任町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	空き家空き地等対策事業 (移住定住促進を目的とした社会増に資する事業)	大任町	
		空き家対策等補助事業 (移住定住促進を目的とした社会増に資する事業)	大任町	

10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	地域資源保存活用事業 (地域文化の振興を目的とした事業)	大任町	
		伝統文化保存継承事業 (地域文化の振興を目的とした事業)	大任町	
		文化財保存継承事業 (地域文化の振興を目的とした事業)	大任町	
		ふるさと館おおとう企画展事業 (地域文化の振興を目的とした事業)	大任町	
		文化関連団体育成支援事業 (地域文化の振興を目的とした事業)	大任町	
		サボテンハウス宣伝事業 (地域文化の振興を目的とした事業)	大任町	
		芸術文化促進事業 (地域文化の振興を目的とした事業)	大任町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		花いっぱいフェスティバル&花としじみの里おおとうマラソン (平成2年から継続開催している交流人口増に資するイベント)	協議会	
		道の駅夏祭り及び盆踊り花火大会 (平成23年から継続開催している交流人口増に資するイベント)	実行委員会	
		しじみ祭り (昭和61年から継続開催している交流人口増に資するイベント)	大任町商工会	
		花いっぱい推進運動 (地域連携による町の活性化及び交流等を目的とした事業)	大任町	
		地方創生推進交付金事業 (地方創生の推進を目的とした事業)	大任町	